# ひまわりネットワーク株式会社
# ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

## 第１条　規約の適用

1. ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ＮＴＴドコモ」といいます）が「ＩＰ通信網サービス契約約款」（以下「ドコモ光約款」といいます）に基づき提供するＩＰ通信網サービス（以下「ドコモ光」といいます）で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供するために「ひまわりネットワーク株式会社　ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」（以下「本規約」といいます）を定めます。
2. 本規約は本サービスの性質に反しない限り、「ひまわりネットワーク株式会社　インターネット接続サービス契約約款」および「インターネット接続サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）」（以下「ひまわり通信約款」といいます）を準用します。本サービスの契約者は、準用されるひまわり通信約款を承諾したものとします。ひまわり通信約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。
   当社が別に定める割引規約と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。
3. ひまわり通信約款に定めるインターネットサービスの契約者が、ひまわりインターネットサービス契約に代えてドコモ光契約（タイプＣ）を締結（以下「転用」といいます）した場合、転用したサービスに対してひまわり通信約款および「ひまわりネットワーク株式会社　放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社　放送サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）」（以下「ひまわり放送約款」といいます）および「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」および当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の各種割引は適用されません。当社および三河湾ネットワーク株式会社の放送サービスと当社および三河湾ネットワーク株式会社の電話サービスの割引は変更する場合がございます。転用したサービスに伴う違約金は発生いたしません。
4. 本サービスの契約者は、新たに、以下に定める「提携ネット利用光パック」を申し込むことができるものとし、「提携ネット利用光パック」の月額基本料金は以下のとおりとします。
   ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇スポコース）、ドコモ光（タイプＣ）、ケーブルプラス電話：9,806 円（税込 10,786 円）
   ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇スポコース）、ドコモ光（タイプＣ）、ケーブルライン電話：9,646 円（税込 10,610 円）
   ・デジタル放送サービス（光地デジ・BS コースまたは光ナイスコース）、ドコモ光（タイプＣ）、ケーブルプラス電話：6,610 円（税込 7,271 円）
   ・デジタル放送サービス（光地デジ・BS コースまたは光ナイスコース）、ドコモ光（タイプＣ）、ケーブルライン電話：6,450 円（税込 7,095 円）
   「提携ネット利用光パック」は当社が別に定める当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の適用条件、当社放送サービスと当社電話サービスの契約解除料発生条件にて 2 年間の契約をお約束いただきます。
5. 本サービスの契約者のうち、「ひまわりネットワーク株式会社　インターネット接続サービス契約約款」を準用する加入者かつ、ひまわりネットワークのサービスエリアである愛知県豊田市、みよし市、長久手市においてサービスを利用する契約者は新たに、以下に定める「提携ネット利用光パック」を申し込むことができるものとし、「提携ネット利用光パック」の月額基本料金は以下のとおりとします。
   ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇スポコース）、ドコモ光（タイプＣ）：9,146 円（税込 10,060 円）
   ・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプＣ）、ケーブルプラス電話：8,806 円（税込 9,686 円）
   ・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプＣ）、ケーブルライン電話：8,646 円（税込 9,510 円）

・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプＣ）：8,146 円(税込 8,960 円)
・デジタル放送サービス（光地デジ・BS コース）、ドコモ光（タイプＣ）：5,950 円（税込 6,545 円）
※デジタル放送サービス（コミュニティコース）、ドコモ光（タイプＣ）：5,950 円（税込 6,545 円）は 2025 年 6 月 1 日以降デジタルホームターミナルを付帯しない仕様に変更いたします。

「提携ネット利用光パック」は当社が別に定める当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の適用条件、当社放送サービスと当社電話サービスの契約解除料発生条件にて 2 年間の契約をお約束いただきます。

6. 第2項の規定に係らず､本サービスの契約者はひまわり通信約款第9条に定める最低利用期間を準用しないこととします。

## 第 2 条　契約の単位

1. 当社はドコモ光 1 利用契約に対し、1 の本サービス契約を締結します。

## 第 3 条　サービスの内容

1. 本サービスはベストエフォートサービスです。
2. 本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプは以下のとおりです。
   (1) ドコモ光戸建てタイプＣ
   (2) ドコモ光マンションタイプＣ

## 第 4 条　契約申込みの方法

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約およびドコモ光約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提示を求めることがあります。

## 第 5 条　契約申込みの承諾

1. 本サービスの契約申込みにあたり、ＮＴＴドコモによるドコモ光の申込みの承諾が必要です。
2. 本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以て契約締結とします。
3. 当社は、申込者が以下の各号に該当する場合、契約申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
   (2) 申込者が工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
   (3) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力と判断される場合。
   (4) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。
   (5) その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

## 第6条　契約内容の変更

1. 本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、第3条第2項も変更します。

## 第7条　契約者が行う契約の解除

1. 契約者が本サービス契約の解除を希望する場合には、ＮＴＴドコモが定める方法により、契約者からＮＴＴドコモへ届け出るものとします。

## 第8条　当社が行う契約の解除

1. 契約者が本規約を含む、ひまわり通信約款に違反した場合、当社は本サービス契約を停止または解除することがあります。
2. 当社は、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。
3. 契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合におけるその事実を、当社がＮＴＴドコモへ通知することに同意するものとします。

## 第9条　契約解除に係る責任

1. 本規約第7条、第8条の本サービスの契約解除に伴い発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

## 第10条　契約者情報の取り扱い

1. 契約者は本サービス提供を目的として、当社とＮＴＴドコモとの間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することをあらかじめ同意します。
   (1) 本サービスおよびドコモ光の申込み手続きの処理状況
   (2) 本サービスおよびドコモ光の利用契約の変更にかかる事実
   (3) 本サービスの利用契約内容
   (4) 契約者からの問合せ内容
   (5) 契約者の利用料金等支払状況

## 第11条　譲渡の禁止

1. 本サービス契約の譲渡はできません。

## 第 12 条　利用料金

1. 本サービスの料金に係る債権はＮＴＴドコモに譲渡し、本サービスに対応するドコモ光のご利用料金としてドコモ光約款の定めに基づきＮＴＴドコモより請求いたします。
2. 前項の規定にかかわらず、ひまわり通信約款料金表に定める付加機能の料金については、当社より請求いたします。
3. 前項の規定により、当社が請求した付加機能の料金について、契約者が当社の定める支払期日を経過してなお支払わないときは、当社は本サービス契約を解除いたします。
4. ＮＴＴドコモは、前各項に基づいて当社より譲り受けた本サービスの利用料金にかかる債権を、債権回収業者等のＮＴＴドコモが指定する事業者に再譲渡することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。
5. 契約者の責めに帰すべからざる事由により、契約者が本サービスまたはドコモ光を全く利用できない状態が 24 時間以上継続して生じた場合、契約者は、ドコモ光約款の定めに従い、本サービスまたはドコモ光を全く利用できなかった時間(24 の倍数に限ります)に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に契約者が支払いを完了していた場合には、ドコモ光約款の定めに従い、ＮＴＴドコモがこれを返還するものとします。また、当社は、本サービスまたはドコモ光を利用できなかったことに起因する契約者の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

## 第 13 条　サービスの変更・廃止

1. 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法（ホームページ上の掲示を含みます）によって契約者に通知することにより、本規約および本サービスの内容の変更または廃止することができるものとします。なお、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社は、前項による本規約および本サービスの内容の変更または廃止について、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し一切責任を負いません。

## 第 14 条　契約者名義が異なる場合の取り扱い

1. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本サービスおよびドコモ光の契約の申込みを、当社およびＮＴＴドコモがそれぞれ認める場合、契約者はＩＳＰ料金にかかる債務を当該ドコモ光の契約者がドコモ約款の定めに従い引き受けることについて同意するものとします。
2. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、第 12 条第 5 項に基づく本サービスの料金の免除または返還の必要が生じた場合には、契約者はＮＴＴドコモがドコモ光の契約者名義に対してのみこれをすることについて同意するものとします。

附則　本規約は 2020 年 9 月 1 日から適用します。

（実施期日）

１．この改正規約は 2020 年 12 月 1 日から適用します。

２．この改正規約は 2022 年 6 月 30 日から適用します。

３．この改正規約は 2023 年 8 月 1 日から適用します。
４．この改正規約は 2025 年 3 月 1 日から適用します。
５．この改正規約は 2025 年 4 月 1 日から適用します。
６．この改正規約は 2026 年 1 月 1 日から適用します。
７．この改正規約は 2026 年 2 月 1 日から適用します。
８．この改正規約は 2026 年 10 月 13 日から適用します。